

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 15 日（金）第3349号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (雇用労政課取扱い) 3
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 5

公 告

- 平成29年度准看護師試験公告 (保健医療福祉課取扱い) 5
- 選挙管理委員会告示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 951 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 9 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口木ノ氏字高熊1281番1，1281番16
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第952号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所在地
出水総合医療センター高尾野診療所	出水市高尾野町大久保3816-28

2 認定の有効期限

平成32年9月30日

鹿児島県告示第953号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
@（あっと）訪問看護ステーション薩摩川内	薩摩川内市中郷町4620-1パーディー102号	株式会社香里	出水市武本13683番地3	山床 涼子	平成29年9月30日	居宅療養管理指導

鹿児島県告示第954号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
@（あっと）訪問看護ステーション薩摩川内	薩摩川内市中郷町4620-1パーディー102号	株式会社香里	出水市武本13683番地3	山床 涼子	平成29年9月30日	介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハプライド霧	霧島市国分姫城	リハコンテンツ	千葉県船橋市習	山下 哲司	平成29年	介護予防

島国分	3080-1	株式会社	志野台二丁目6 番5号	9月1日	通所介護
-----	--------	------	----------------	------	------

鹿児島県告示第956号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定をした業種及び職種

業種（日本標準産業分類 中分類）	職種（厚生労働省編 職業分類 中分類）
01農業	46農業の職業
09食料品製造業	54製品製造・加工処理の職業
10飲料・たばこ・飼料製造業	54製品製造・加工処理の職業
56各種商品小売業	27生産関連事務の職業 32商品販売の職業 54製品製造・加工処理の職業
60その他の小売業	27生産関連事務の職業 32商品販売の職業 54製品製造・加工処理の職業
83医療業	36介護サービスの職業 39飲食物調理の職業 66自動車運転の職業
85社会保険・社会福祉・介護事業	36介護サービスの職業 39飲食物調理の職業 66自動車運転の職業

2 指定に係る市町村の区域

鹿児島県内全市町村

3 指定年月日

平成29年9月1日

鹿児島県告示第957号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（火山基本図「霧島山」作成）
- 2 作業の期間 平成29年9月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の地域 霧島市及び湧水町

鹿児島県告示第958号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化）
- 2 作業の期間 平成29年8月2日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の地域 伊佐市

鹿児島県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年9月15日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	指宿市山川成川字塩干形 7437番1地先内	前	13.0～16.0	18.0
			後	13.0～35.0	18.0

鹿児島県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成29年9月15日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	指宿市山川成川字塩干形7437番1地先内	平成29年 9月15日

鹿児島県告示第961号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・2・7号西駅本通線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第962号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画通路
 - (2) 名称 4号鹿児島中央駅東口連絡通路
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所ほのぼの	霧島市国分上小川657番地4	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	田嶋 羊子	平成29年8月1日	就労継続支援B型
アンジュースマイル霧島	霧島市隼人町住吉124	株式会社インビクト	鹿児島市西田二丁目27番16号	近藤 浩充	平成29年9月1日	共同生活援助

始良・伊佐地域振興局告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年9月15日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年8月31日	始良市東餅田2602番地 社会福祉法人建昌福祉会 理事長 伊藤安男	始良市東餅田字中野崎2607番2及び2608番4並びに字中野崎、野崎尻、鶴田、下塩入4639番の一部	8.57	4.20～5.00
平成29年9月1日	始良市宮島町63番地1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良市東餅田字下牟田1517番4及び1517番4地先水路の一部	78.95	6.00

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美佳南園（ユニット型）	奄美市名瀬平田町7番15号	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	平成29年9月1日	短期入所

公 告

平成29年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成29年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成29年 9 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
平成30年 2 月 16 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
 - ア 鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
 - イ ホテルウエルビューかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 4 番25号）
 - ウ 鹿児島県看護研修会館（鹿児島市鴨池新町21番 5 号）
 - (2) 大島会場
鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番 3 号）
- 3 受験願書等の受付期間
平成30年 1 月 4 日（木）から同月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送の場合は、平成30年 1 月 12 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2736

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成29年 6 月 16 日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成29年 9 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	27, 597
地方自治法第75条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	
地方自治法第76条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	272, 478
地方自治法第80条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて	鹿児島市・鹿児島郡区 150, 278
	鹿屋市・垂水市区 32, 746
	枕崎市区 6, 222
	阿久根市・出水郡区 9, 072
	出水市区 14, 857

得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	指宿市区	11,798
	西之表市・熊毛郡区	11,912
	薩摩川内市区	26,516
	日置市区	13,758
	曾於市区	10,710
	霧島市・始良郡区	37,220
	いちき串木野市区	8,083
	南さつま市区	9,978
	志布志市・曾於郡区	12,714
	奄美市区	13,704
	南九州市区	10,321
	伊佐市区	7,699
	始良市区	21,100
	薩摩郡区	6,232
肝属郡区	10,947	
大島郡区	17,134	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		272,478
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		